地震観測記録のデジタルデータと原判決判断枠組み

—控訴審準備書面(31)～(35)の要旨—

２０２６年１０月１４日

一審原告ら訴訟代理人弁護士　鈴木　裕也

原判決の判断枠組み

原子炉等規制法の要求する安全対策が欠落し、又は不十分である場合 → 人格権侵害の具体的危険がある

原判決261頁が示した判断枠組み

(ⅰ)本件発電所の運転による危険の及ぶ範囲内に居住する**原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項のうち、深層防護の第1～第4の防護レベルに相当する事項については、**

(ⅱ)本件発電所につき、本件設置変更許可、本件工事計画認可及び本件運転期間延長認可等を受けている**被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断の過程に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証する訴訟上の義務**があり、

(ⅲ)**被告がこの主張立証を尽くさない場合**には、上記義務違反の効果として、**当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権権侵害の具体的危険の存在が事実上推定される**ものと解するのが相当である。

伊方最高裁判決に準拠した判断枠組み

原判決の判断枠組みへのあてはめ（地震観測記録問題） 3

（ｉ）原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項の存在

本件地盤モデルは、それに基づくサイト特性が本件原発敷地内の地震観測記録に基づくサイト特性と乖離していることから、信頼性・正確性がない。そのような本件地盤モデルを用いて策定された本件基準地震動に基づく耐震重要施設は、設置許可基準規則第４条第３項の要求する安全対策として不十分である。

原規委の公式見解（甲D311：４頁）

本件地盤モデル（前提） →（はぎとり解析）→ 要素地震の解放基盤波 →（波形合成）→ 本件基準地震動（結論）

⚠信頼性・正確性欠如 → ⚠信頼性・正確性欠如

「前提条件に誤りがある場合には、結論にも誤りがある」
（一般的経験則）

- ✓ 不正確な地盤モデルを用いた“はぎとり解析”によって得られた解放基盤波は、「**観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価**」できていない⇒**地震動ガイドⅠ.3.3.2違反**
- ✓ 「観測記録の得られた地点と解放基盤表面との相違を適切に評価」できていない解放基盤波を波形合成した本件基準地震動では、「**敷地内の地震観測記録を踏まえたもの**」とは評価できない⇒**地震動ガイドⅠ.5.1違反**

本件基準地震動は、地震動ガイドで具体化された規則第４条第３項の要求を満たしていない
⇒本件基準地震動に基づく耐震重要施設は、規則の要求する安全対策として不十分

原判決の判断枠組みへのあてはめ（地震観測記録問題） 4

（ｉｉ）一審被告の訴訟上の主張立証義務（≒事案解明義務）の内容①

「本件基準地震動が妥当である」とする原規委の判断は、「本件地盤モデルに信頼性・正確性があること」を基礎としたものである。したがって、一審被告は、一審原告らの主張を踏まえ、**「本件地盤モデルに信頼性・正確性があること」について相当な根拠・資料を用いて主張立証する訴訟上の義務**を負う。

原規委の判断過程

本件基準地震動は妥当である
↑
要素地震の解放基盤波の妥当性を確認した（甲D311：４頁）
↑（前提）
本件地盤モデルは信頼性・正確性がある

一審原告らの主張の帰結

本件地盤モデルは信頼性・正確性がない
↓
判断の基礎とされた重要な事実に誤認あり（判断過程の看過しがたい過誤・欠落）

一審被告は、一審原告らの主張を踏まえ、「本件地盤モデルに信頼性・正確性があること」を相当な根拠・資料を用いて主張・立証すべき訴訟上の義務を負う。

原判決の判断枠組みへのあてはめ（地震観測記録問題） 5

（ⅱ）一審被告の訴訟上の主張立証義務（≒事案解明義務）の内容②

訴訟上の主張立証義務の具体的内容として、一審被告は、**本件原発敷地内の地震観測記録のデジタルデータ（本件デジタルデータ）を一審原告らに開示する義務**を負う。

（本件元データが開示されなければならない理由① 再現可能性を検証するために不可欠）

司法研修所編「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」（甲D320）

✓ 自然科学では……誰がやっても同じ結論となるかという再現可能かどうかの観点から、その信頼性・正確性が検証される。……科学的かどうかを考える上では、「再現可能性」が本質的な要素となっていることが分かる。再現可能性が乏しいものは、科学が乏しいのである（6頁～7頁）

再現可能性が客観的に担保されていない科学的知見は、信頼性・正確性に欠ける
⇒本件地盤モデルの信頼性・正確性を評価するためには、同モデルの再現可能性を検証する必要

ところが…

⚠紙の波形画像（一審被告提出）では、本件地盤モデルの再現可能性を検証できない。

∵再現可能性を検証するには**周波数領域での詳細解析（フーリエ解析）**が必要だが、それは**デジタルデータでなければできない**。

本件地盤モデルの再現可能性を検証するためには、本件元データ（デジタルデータ）が不可欠

原判決の判断枠組みへのあてはめ（地震観測記録問題） 6

（ⅱ）一審被告の訴訟上の主張立証義務（≒事案解明義務）の内容②

訴訟上の主張立証義務の具体的内容として、一審被告は、**本件原発敷地内の地震観測記録のデジタルデータ（本件デジタルデータ）を一審原告らに開示する義務**を負う。

（本件元データが開示されなければならない理由② 原規委も再現可能性を検証していない）

一審被告は、原規委に対して本件元データ（デジタルデータ）を提出していない［争いない事実］

原規委は、その審査過程で本件地盤モデルの再現可能性を検証していない
⇒原規委の審査は、本件地盤モデルの再現可能性を客観的に担保するものとなっていない

原判決の判断枠組みへのあてはめ（地震観測記録問題） 7

（ⅱ）一審被告の訴訟上の主張立証義務（≒事案解明義務）の内容②

訴訟上の主張立証義務の具体的内容として、一審被告は、**本件原発敷地内の地震観測記録のデジタルデータ（本件デジタルデータ）を一審原告らに開示する義務**を負う。

（本件元データが開示されなければならない理由③　原規委が検証していない科学的知見には誤りが含まれうる）

原規委が検証していない科学的知見に過小評価や誤りが含まれうることは、歴史的事実に基づく経験則である。

一審被告自身の不祥事

- ✓ **敦賀原発2号機の重要データ書換問題**
- ✓ 本件原発・敦賀原発2号機の**度重なる審査資料不備**問題
 - 令和元年：1139か所の不備
 - 令和4年：追加で157か所の不備

他の電力会社の不祥事

- ✓ **浜岡原発2号機・基準地震動改竄問題**
 - 基準地震動策定データの恣意的な選定による過小評価

原子炉等規制法43条の3の6第1項の趣旨：「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、**右災害が万が一にも起こらないようにする**ため、（…）十分な審査を行わせる」こと（伊方最高裁判決）

原規委が検証していない科学的知見を無条件に信用することはできない
⇒原規委が検証していない本件地盤モデルについては、本件元データに基づき再現可能性を検証する必要がある

原判決の判断枠組みへのあてはめ（地震観測記録問題） 8

（ⅱ）一審被告の訴訟上の主張立証義務（≒事案解明義務）の内容②

訴訟上の主張立証義務の具体的内容として、一審被告は、**本件原発敷地内の地震観測記録のデジタルデータ（本件デジタルデータ）を一審原告らに開示する義務**を負う。

司法研修所編「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」（甲D320）

- ✓ 当事者主義構造の下において科学的証拠の危険性が顕在化しないようにするためには、科学的証拠の信頼性に関する当事者の攻撃防御が充実したものになることが重要である。そのためには科学的証拠に関する証拠開示が極めて重要になる。…科学的証拠に対する適正な評価を担保するためには、弁護人が専門家の意見を検討できるだけの情報を有していることが重要である。…科学的証拠に関する弁護人への開示は、科学的証拠に対する適正な評価を担保する出発点といえる。…このような証拠開示の重要性に鑑みると、弁護人からの開示請求がされたにもかかわらず、開示されるべき証拠が開示されなかったことから、科学的証拠の信頼性について弁護人が十分に検証する機会を与えられなかった場合には、…科学的証拠の再現可能性に関する疑問を十分に解消されなかったという意味において、その事情を科学的証拠の信頼性を低下させる事情として考慮することは可能といえよう（35頁、45頁）

- ✓ 当事者主義的構造の下で科学的知見に対する適正な評価を担保するためには、**科学的証拠の信頼性・正確性に関する当事者の攻撃防御が尽くされることが必要**。
- ✓ そのためには、証拠等の偏在が存在する場合、対立当事者に対して**科学的知見の再現可能性検証が可能な程度のデータが開示されることが出発点**。

本件元データが開示されなければ本件地盤モデルの再現可能性を検証できない
⇒本件元データの開示こそが、本件地盤モデルの信頼性・正確性に対する適正な評価を担保するために必要不可欠

原判決の判断枠組みへのあてはめ（地震観測記録問題）　9

（iii）一審被告の訴訟上の主張立証義務（≒事案解明義務）の効果

一審被告が本件元データを開示しない場合には、上記訴訟上の義務違反の効果として、本件地盤モデルに信頼性・正確性がないこと、ひいてはそのような本件地盤モデルを用いた本件基準地震動に基づく耐震重要施設では規則第4条第3項の要求する安全対策として不十分であることが事実上推認されるべきである。その結果、人格権侵害の具体的危険が認められることになる。

✓ 一審原告らが証拠等の偏在がある中で限られたデータに基づいて提示した具体的疑いについて、その**具体的疑いを解消可能な本件元データを十分に保有し、かつ、容易に提出できるはずの一審被告が、自らその疑いを解消しないことを選択した結果**である。

一審被告が本件元データを提出しないならば、上記帰結は何ら不合理ではない